

## はじめに

日本古代国家の中央集権的支配と地方官衙（国府〔国衙〕・郡家〔郡衙〕）  
日本古代国家と「在地首長制」 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、1971年  
中央から派遣される地方官である国司と伝統的的地方豪族が任じられる郡司、民衆  
律令国家の領域支配システムとして不可欠であった地方官衙の機能・構造  
発掘調査で国府・郡家・地方官衙遺跡が解明され、出土文字資料の出土で実像明確化  
大宰府・古代城柵遺跡・駅家・官営工房  
遺跡群としての古代地方官衙  
国司と国府、郡司・郡司氏族と郡家…国府・郡家の周辺居住域…地域社会との関係

## 1. 律令国家と地方官衙の機能

### 1. 1 律令国家の地方支配

#### ◎国司と郡司

中央から貴族が派遣される地方官としての国司クニノミコトモチ（四年任期）  
伝統的に地域支配を行ってきた地方豪族（国造）が任じられる郡司（終身官）

#### ◇選叙令 13 郡司条

凡そ郡司には、性識清廉にして、時の務に堪へたらむ者を取りて、大領・少領と為よ。強く幹く聡敏にして、書計に工ならむ者を、主政・主帳と為よ。其れ大領には外従八位上、少領には外従八位下に叙せよ。〔其れ大領・少領、才用同じくは、先づ国造を取れ。〕

元日朝賀の儀礼（服属儀礼）と国司の部内巡行

#### ◇儀制令 18 元日国司条

凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、(a) 庁に向ひて朝拝せよ。(b) 訖りなば長官賀受けよ。(c) 宴設くることは聴せ。〔其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須みむ所の多少は、別式に従へよ。〕

#### ◇戸令 33 国守巡行条

凡そ国の守は、年毎に一たび属郡に巡り行いて、風俗を觀、百年を問ひ、囚徒を録し、冤枉を理め、詳らかに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しむ所を知り、敦くは五経を諭し、農功を勧め務めしめよ。部内に好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行にして、郷閭に発し聞ゆる者有ば、挙して進めよ。不孝悌にして、礼を悖り、常を乱り、法令に率はざる者有らば、糺して繩せ。

其れ郡の境の内に、田疇闢け、産業脩り、礼教設け、禁令行はれば、郡領の能と為よ。其の境に入るに、人窮まり遺しく、農事荒れ、奸盜起り、獄訟繁くは、郡領の不と為よ。

若し郡司、官に在りて公廉にして、私の計に及ぼさず、色を正し、節を直うして、名誉を飾らずは、必ず謹みて察よ。其れ情、貪り穢らはしきに在りて、諂ひ諛つて名を求め、公節聞ゆること無くして、私の門日に益さば、亦謹みて察よ。其れ政績の能不、及び景迹の善悪、皆録して考状に入れて。以て褒げ貶すこと為よ。即ち事侵害すること有りて、考に至るを待つべからずは、事に随ひて糺し推へ。

#### ◇戸令 34 国郡司条

凡そ国郡司、所部に向ひて檢校すべくは、百姓の迎へ送るを受け、産業を妨げ廃め、及び供給を受けて、煩擾せしむること致すこと得じ。

#### ◇『日本書紀』大化元年（六四五）八月庚子条（東国国司詔）

東国等の国司を拜す。仍りて国司等に詔して曰はく、天神の奉け寄せたまひし隨に、方に今始めて万国を修めむとす。凡そ国家の所有る公民、大きに小きに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。其れ菌池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又、国司等、国に在りて罪を判ること得じ。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致すこと得じ。京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふること得じ。唯使国造・郡領をのみ従はしむること得む。但し、公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ること得、部内の飯食ふこと得。…若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、輒く詐り訴へて言さまく、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む」とまうさむは、汝等国司、詐の隨に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後

に申す可し。…

◎地方官衙遺跡

国府（国衙）と郡家（郡衙）、郡家の出先機関・正倉院  
遺構と出土文字資料

建物＝掘立柱建物（堀形・柱痕跡）・礎石建物の大規模性・正方位性  
政庁の「コ」の字配置の規格性  
官衙建物構成の総合性・規格性  
官衙立地の要衝性…官衙地名・交通路  
出土木簡による官衙遺跡の名称決定

1. 2 地方官衙の機能と在地社会

◎地方官衙の機能の多様性

①公的機能（公共性） 儀礼・饗宴

政庁（国庁・郡庁）の「庭」（広場） 正殿、東西脇殿に囲まれた広場  
儀制令 18 元日国司条の儀礼と国庁（正殿）  
告朔 八幡林木簡（八幡林官衙遺跡〔新潟県長岡市〕）…越後国府における告朔  
饗宴と厨

②財政機能 徴税・収蔵 正倉院＝区画をもつ正倉（国家的倉庫）の倉庫群

③宗教・祭祀

寺院 国分寺・「郡寺」（郡家近傍の郡司氏族の氏寺など）  
律令制的祭祀 国府・郡家近傍の祭祀遺跡・遺物  
『常陸国風土記』行方郡条 「郡家南門、有一大槻。其北枝、自垂触地、還聳空中。  
其地、昔有水之沢。今遇霖雨、庁庭湿潦。」  
国司・郡司による地方神社奉幣 国司による国内神拝  
宝龜三年（七七二）十二月十九日太政官符 武蔵国入間郡正倉神火  
「在郡家西北角神口□出雲伊波比神崇…引率郡家内外所有雷神、発此火災…」  
『积日本紀』十、「淡路国例式曰、正月元日、国内諸神奉朔幣事〔毎月朔日准此〕」

④文書行政（情報伝達）

木簡・漆紙文書・墨書土器など出土文字資料  
大宰府跡（福岡県太宰府市）・下野国庁跡（栃木市） 政庁付近から大量削屑  
習書木簡・漆紙 秋田城跡（秋田市）・胆沢城跡（岩手県水沢市）…『文選』  
郡符木簡・封緘木簡  
八幡林官衙遺跡群（新潟県長岡市） 郡家を拠点とした文字文化の地方展開

⑤給食制

国府厨・郡家厨 「厨」墨書土器…食器の所属を示す  
「国厨」墨書土器…下野国府跡・下総国府跡ほか  
駿河国志太郡家跡（御子ヶ谷遺跡・静岡県藤枝市）…「志太厨」「志厨」「志  
大領」墨書須恵器杯（食器）

⑥手工業生産

常陸国国府工房…鹿ノ子C遺跡（茨城県石岡市）  
八世紀後期の対蝦夷戦争のための武器生産と東国  
郡家近くの郡寺のための瓦生産、郡家における給食用の土器（食器）生産

⑦交通体系

陸上交通…駅路（駅家）・「伝路」（郡家）  
水上交通…津（国府津・郡津）  
根岸遺跡（陸奥国磐城郡家・福島県いわき市）…津長あて郡符木簡（九世紀）

地域における官衙遺跡

官衙遺跡の立地と関連する出先機関・寺院・官人居宅・集落・交通施設・祭祀場等

◎遺跡群としての官衙遺跡

領域をもった地方官衙群・祭祀場・集落・交通路  
一定領域への機能分散型官衙群の集中配置 国府・郡家における外郭区画施設の欠如  
筑後国府跡（福岡県久留米市）  
八幡林官衙遺跡群（越後国古志郡、新潟県長岡市）  
屋代遺跡群（信濃国埴科郡、長野県千曲市）

地方官衙遺跡の複合性

◇弥勒寺官衙遺跡群（美濃国武儀郡家、岐阜県関市）  
弥勒寺東遺跡（郡庁・正倉院・厨）・弥勒寺跡（郡寺）・弥勒寺西遺跡（祭祀）

・古墳・長良川

『新日本記』所引『上宮記』逸文に、継体天皇祖父が牟義都国造の女を娶る伝承  
壬申の乱の功臣で天武天皇舎人の身毛君広

白鳳寺院弥勒寺の造営と川原寺式軒瓦にみる中央造寺技術（八賀晋説）

『続日本紀』天応元年三月朔条「授采女従六位上牟義都公真依…外従五位下」

◇武蔵国幡羅郡家跡（埼玉県深谷市・熊谷市）

幡羅遺跡（館・正倉院・曹司・工房・道路）・西別府廃寺（郡寺）・西別府祭祀遺跡・運河推定（荒川の水運） 東山道武蔵路

地方官衙遺跡の周辺

官衙と方格地割ともなう「都市域」の形成

陸奥国府多賀城跡と山王遺跡・市川橋遺跡（宮城県多賀城市）

陸奥国加美郡家＝東山遺跡と檀の越遺跡（宮城県）

官衙と官衙関連集落 武蔵国府関連遺跡（東京都府中市）

◎地方官衙遺跡群の歴史的景観の復元

国府の歴史的景観の復元

出雲国府とその周辺の1／1000模型（八雲立つ風土記の丘展示学習館）

郡家の歴史的景観の復元

上野国新田郡家とその周辺のパース（群馬県飯塚聡氏）

## 2. 郡家（郡衙）

### 2. 1 郡家（郡衙）

◎郡家の構成

郡庁（正殿・脇殿・「庭」広場・南門・区画施設）・官舎（曹司）・郡司館・正倉院・厨  
・寺院（郡寺）・生産遺跡（土器・鉄・瓦など）・駅家・郡津・祭祀遺跡・交通路（古  
代直線官道）

郡内官衙遺跡…郡家出先機関・正倉院・「郷倉」 「郷家」説

一郡内に複数の官衙遺跡 郡家と郡家下部組織・移動

因幡国気多郡（鳥取県気高町）…上原遺跡・戸島遺跡・馬場遺跡

筑前国御原郡（福岡県小郡市）…小郡官衙遺跡・上岩田遺跡・下高橋遺跡

・井上薬師堂遺跡

◎常陸国新治郡家跡（新治郡衙遺跡）（茨城県筑西市）

高井梯三郎『常陸国新治郡上代遺跡の研究』一九四四年

正倉院（東群・南群・北群・西群）の焼失不動倉群跡

『日本紀略』の神火記事と一致

新治廃寺跡・上野原瓦窯跡・堀之内窯跡

新治廃寺跡では郷名記載の文字瓦群出土。堀之内窯跡では「大領」ヘラ書土器

古代郡司の世界

◎郡司層と郡雑任

須原祥二説…郡社会が郡司氏族のものの一元的な社会でなく、複数郡司候補氏族たちの  
多元的な社会。終身官の郡司が短期で交替をくり返す。

弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符（『類聚三代格』卷六）

郡雑任…書生・案主・鎰取・税長・徴税丁。調長・服長・庸長・庸米長・駆使・厨  
長・駆使・器作・造紙丁・採松丁・炭焼丁・採藁丁・丁・駅伝使舗設丁・伝馬長

郡雑任一郡家に務める下級職員。

### 2. 2 郡家と地方社会

◎郡符木簡

郡司が部下の里長（郷長）などに命令を下達する文書木簡が郡符木簡。古代の地方社会  
における漢字文化の展開を知る上で重要であるとともに、律令制の文書主義が郡内におい  
ても広がっていた様子が知られる。

八幡林官衙遺跡出土の郡符木簡

八幡林官衙遺跡（新潟県長岡市）は、越後国古志郡内に位置する八世紀前葉～九世紀前  
葉の地方官衙遺跡である。遺跡の性格には、郡家説・郡司館説・国府出先機関説・関説・  
駅家説・城柵説などがあるが、こうした多機能の地方官衙が群として集合した様相を示す  
遺跡といえよう。この遺跡からは、八世紀前葉の郡符木簡や郡司（大領）宛てに送られた  
多数の封緘木簡が出土している（和島村教育委員会『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査  
報告書第一集・第二集・第三集、一九九二・一九九三・一九九四年）。封緘木簡は、紙の

文書を二枚の木札の間に挟んで紐で綴じ表面に宛先や「封」字を書いた木簡で、古代の越後国古志郡内において郡司より下のレベルの人々が郡司宛てに紙の文書をしばしば送付していたことが知られた。

◇八幡林官衙遺跡出土木簡1号

(表) 郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率[ ]

(裏) 虫大郡向参朔告司口率申賜 符到奉行 火急使高志君五百嶋  
[身カ] 九月廿八日主帳丈部[ ]

五八四×三四×五 〇一一

「郡司符」から記載のはじまるこの郡符木簡は、養老年間(七一七～七二四)頃、越後国蒲原郡司が郡内の少丁に国府の告朔司への出廷・上申を命じた召喚状であり、同時に過所(通行証)としての機能を果たして、最終的に隣郡古志郡の八幡林官衙遺跡で廃棄された木簡である。

公式令(13符式条)にみられる下達文書の「符」にならって「郡(司)符…」と書きはじめるこうした郡符木簡は、すでに各地の地方官衙・郡家遺跡から多く出土している(佐藤信「郡符木簡にみる在地支配の様相」『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、一九九九年、もと一九九六年)。出土例は、八世紀初めから九世紀半ばにわたり、荒田目条里遺跡(福島県いわき市)・屋代遺跡群(長野県千曲市)・伊場遺跡(静岡県浜松市)・杉崎廃寺(岐阜県吉城郡古川町)・西河原遺跡(滋賀県野洲市)・長岡京跡(京都府向日市)・山垣遺跡(兵庫県氷上郡春日町)などの事例に及ぶ。このことは、全国的に、八世紀初頭頃から、郡司が郡内に命令を伝達する際に文書木簡を広く用いていたことを示している。

郡司にはもと国造であった伝統的な地方豪族が任じられたから、彼らの伝統的支配権によって郡内への命令は使者による口頭伝達でも充分用を為すはずであるが、律令制の文書主義に従って郡符木簡が利用されたところに、地方行政の新しい段階が認められる。郡司クラスの地方豪族による在地支配は、律令制の確立とともに、かつての口頭による人格的支配から文書による行政的支配へと変質していった。

◎郡家と神・仏

武蔵国幡羅郡

武蔵国幡羅郡家跡(埼玉県深谷市・熊谷市)では、倉庫群の並ぶ正倉院や館・官舎(曹司)などの官衙施設が幡羅遺跡として見つかっており、その東方に伽藍の基壇遺構が存在した西別府廃寺跡があるほか、すぐ北側の段丘崖下の湧水地点に、祭祀に用いられた滑石製模造品が大量に出土した西別府祭祀遺跡が存在している。「幡羅遺跡群」ともいうべきこの郡家遺跡では、郡家が仏教による寺院とセットであるばかりでなく、神祇祭祀とも密接に結びついており、郡司氏族が在地社会の神祇信仰と新来の仏教とを混交して受容した状況を示している。

常陸国行方郡

◇『常陸国風土記』行方郡条

郡家の南門に、一つの大きな榎有り。其の北の枝は、自から垂りて地に触り、遷た、空中に聳ゆ。其の地は、昔水の沢有りき。今も霖雨に遇へば、庁(まつりごとの)の庭に湿潦まる。

『常陸国風土記』行方郡条によれば、行方郡の郡家は、在地社会の信仰を集めた神木と思われる大きな特徴ある榎樹を政庁南門の場所に取り込むように位置づけられていた。長雨が降ると湿地化する沢地形であったにもかかわらず、郡家の南門や広場(「庭」)の土地造成が為されたことがうかがえる。これは、伝統的な在地社会の祭祀を支配下に取り込む形で、郡家政庁の位置が決められ施設が営まれたのであろう。

2. 3 郡内複数官衙の実像

◎下野国河内郡

上神主・茂原官衙遺跡(かみこうぬしもばらかんがいせき。宇都宮市・上三川町)

区画・門・正倉院・政庁・雑舎・東山道・古墳/文字瓦

多功遺跡(下野市)

郡家推定。正倉院

西下谷田遺跡(宇都宮市)

門・政庁カ・工房・雑舎/新羅系土器 七世紀末～八世紀初の地方官衙か

下野薬師寺(下野市)

下野朝臣古麻呂・下野河内朝臣氏と下野薬師寺創建

「造下野国薬師寺司」の存在

下野薬師寺への都からの造寺技術工匠の派遣

渡来系の戸主で従六位上の「於伊美吉子首」が「下野国薬師寺造司工」に  
(天平五年(七三三)右京計帳、『大日本古文書』一卷四八一頁～)  
下野薬師寺への都からの「下野国造薬師寺司」僧宗蔵の派遣  
(天平十年〔七三八〕度駿河国正税帳、『大日本古文書』二卷一〇六頁～)  
のち、道鏡は「造下野国薬師寺別当」として下野国に  
下野薬師寺の造営・経営に下野国司が関与 下野国府跡(栃木市)出土木簡

◎下野国芳賀郡

堂法田遺跡(どうほうだいせき、栃木県真岡市)

中村遺跡(栃木県真岡市)…正倉院

郷倉説

長者ヶ平遺跡(南那須町)…正倉院・政庁・雑舎・東山道とタツ街道の交点

駅家説

### 3. 出雲国造と出雲国司

#### 3. 1 出雲国造

出雲国意宇郡は熊野神社・杵築大社の「神郡」(郡内の租・調・庸を特定の神社のものとする制度)であった。出雲国造の出雲臣氏は、国造であるとともに八世紀には意宇郡の郡司を占め続け、また神郡なので一族から複数の郡司を輩出することができた。

出雲国造は、他の国造・郡司とは別に、朝廷の太政官で特別に任命され、神祇官で負幸物(おいさちもの)を賜る。また潔斎の後上京して天皇に「神賀詞」(かんよごと)を奏上し神宝を献上する儀式を通して天皇と直結する関係を持ったから、特別な権威を保ったとみられる。国司に対し命ぜられた風土記の編纂も、『出雲国風土記』は出雲国造が行っている。奈良時代天平期の国内の郡司たちには国造と同じ出雲臣が八名もおり、出雲臣が大きな勢力を保ったことが知られて、出雲の特徴ともいえる。

○『出雲国風土記』(天平五年〔七三三〕)

天平五年二月卅日に勘へ造る。秋鹿郡の人、神宅臣金太理。

国造帯意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広島。

○延暦十七年(七九八)三月二十九日太政官符(『類聚三代格』卷七)

太政官符す

応に出雲国意宇郡の大領を任ずべき事

右、大納言従三位神王の宣を被むるにいへらく、勅を奉るに、昔は、国造・郡領の職員別有り。各其の任を守り、敢えて違越せず。慶雲三年(七〇六)以来、国造をして郡領を帯せしむに、言を神事に寄せ、動もすれば公務を廢つ。則ち闕怠有りと雖も、刑罰を加えず。乃ち私門日に益すこと有りて、公家に利せず。民の父母還りて巨蠹と為る。今より以後、宜しく旧例を改め、国造・郡領の職を分けてこれに任ずべし。

○延暦十七年(七九八)十月十一日太政官符(『類聚三代格』卷一)

禁出雲国造託神事多娶百姓女子為妾事

右、被右大臣宣僞、奉勅、今聞承前国造兼帯神主、新任之日、即棄嫡妻、仍多娶百姓女子、号为神宮采女。便娶為妾。莫知限極。此是妄託神事、遂扇淫風。神道益世、豈其然乎。自今以後、不得更然。若娶妾供神事不得已者、宜令国司注名密封卜定一女、不得多点。如違此制、隨事科处。筑前国宗像神主准此。

○『類聚国史』大同二年(八〇七)五月庚子条

出雲国采女外従五位下勝部公真上告病帰郷。便賜彼国稻五百束。

○『類聚国史』天長七年(八三〇)四月庚午条

出雲国正税稻五百束給采女神門臣富継。

○『延喜式』太政官式 出雲国造条

凡そ出雲国造、国司、例によりて銚擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の如くし、禄を賜うこと数あり。畢らば弁の大夫および史一人神祇官に就きて負幸物を給え。国に還りて一年齋し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。初め京外の便所に到り停まりて献物を修め飭り、神祇官に申して、預め吉日を扱びた、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ。〔後の齋もまたこれに准えよ。〕その日、史二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒智充てよ。〔事は神祇式および儀式に見ゆ。〕

○『延喜式』神祇式 臨時祭 35 負幸条

出雲の国造に賜う負幸物

金装の横刀一口、糸二十絢、絹十疋、調布二十端、鍬二十口。

右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の序に就け。…次に伯以下祐巳上、次を以て座に就け。史一人、大蔵録一人、南門より入りて座に就け。…史、官掌を唱びて仰せて云わく、出雲の国司ならびに国造を喚せと。…時に弁宣いて云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造称唯して、再拝兩段、手を拍つこと兩段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神部、大刀を取りて授けよ。…

○『出雲国風土記』(天平五年〔七三三])にみえる出雲の郡司たち

意宇郡	大領	外正六位上勲十二等出雲臣広島
	少領	従七位上勲十二等出雲
	主政	外少初位上勲十二等林臣
	擬主政	无位出雲臣
	主帳	无位海臣・无位出雲臣
島根郡	大領	外正六位下社部臣
	少領	外従八位上社部石臣
	主政	従八位下勲十二等蝮朝臣
	主帳	无位出雲臣
秋鹿郡	大領	外正八位下勲十二等刑部臣
	権任少領	従八位下蝮部臣
	主帳	外従八位下勲十二等日下部臣
楯縫郡	大領	外従七位下勲十二等出雲臣
	少領	外正六位下勲十二等高善史
	主帳	无位物部臣
出雲郡	大領	外正八位下日置部臣
	少領	外従八位下大臣
	主政	外大初位下部臣
	主帳	无位若倭部臣
神門郡	大領	外従七位上勲十二等神門臣
	擬少領	外大初位下勲十二等刑部臣
	主政	外従八位下勲十二等吉備部臣
	主帳	无位刑部臣
飯石郡	大領	外正八位下勲十二等大私造
	少領	外従八位上出雲臣
	主帳	无位日置首
仁多郡	大領	外従八位下蝮部臣
	少領	外従八位下出雲臣
	主帳	外大初位下品治部
大原郡	大領	正六位上勲十二等勝臣
	少領	外従八位上額部臣
	主政	无位日置臣
	主帳	无位勝部臣

3. 2 出雲国造神賀詞

出雲国造は、他の国造とは異なり、上京して天皇に「神賀詞」(かんよごと)を奏上し、神宝を献上する儀式を担った。出雲神話が『古事記』『日本書紀』に取り入れられたことと応じて、出雲国造の天皇に対する服属は象徴的な意味をもったと思われる。

○『続日本紀』靈龜二年(七一六)二月丁巳条

出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、斎し竟りて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、百官斎す。果安より祝部に至るまで一百一十余人に、位を進め禄賜ふこと各差有り。

○出雲国造の神賀詞奏上(八世紀)

国造	国造任	神賀詞	神賀詞再
出雲臣果安		靈龜2(716) 2.10	
出雲臣広嶋		神龜元(724) 正.27	神龜3(726) 2.2
出雲臣弟山	天平18(746) 3.7	天平勝宝2(750) 2.4	天平勝宝3(751) 2.22
出雲臣益方	天平宝字8(764) 正.20	神護景雲元(767) 2.14	神護景雲2(768) 2.5
出雲臣国上	宝龜4(773) 9.8		
出雲臣国成		延曆4(785) 2.18	延曆5(786) 2.9

#### 4. 東国の地方豪族と郡家

##### 4. 1 上野国佐位郡司の檜前部君氏と采女と佐位郡家

◎佐位郡家＝三軒家遺跡(群馬県伊勢崎市)

正倉院 掘立柱総柱倉庫→礎石総柱倉庫(円形版築地業)。

建物八角校倉と「八面甲倉壺宇」 2005年の発掘調査

郡寺＝上植木廃寺(白鳳寺院) 南門・中門・回廊・金堂・塔・講堂・食堂・溝、道路  
礎石

出土文字瓦 郷名「佐」(佐井)「雀」(雀部)「美」(美侶)「測」(測名)「反」(反治)  
上植木廃寺瓦窯跡…上植木廃寺の創建期の瓦を焼く

会下(えげ)遺跡…奈良・平安時代集落。

祝堂古墳…終末期の古墳。切石組横穴式石室。石室下部に版築の地業。

終末期古墳群の古墳周溝から八世紀唐三彩陶枕出土。

参照 上野国新田郡家(群馬県太田市)・遠江国敷智郡家(伊場遺跡、浜松市)など  
の郡家跡からも、唐三彩の陶枕が出土…威儀具としての王権からの賜与か

十三宝塚遺跡…かつて佐位郡家説あるも、今は寺院説。回廊内に仏殿・塔。奈良三彩・国  
分寺系瓦出土。古代東山道沿い(牛堀・矢ノ原ルート。八世紀初～中。幅12尺)。

◇『上野国交替実録帳』九条家本延喜式裏文書(『平安遺文』九卷四六〇九、『群馬県史』  
「諸郡官舎无実事(略)」

佐位郡

正倉

中南第二板倉壺宇 中三行第二甲倉壺宇 中南第一板倉壺宇

中南行甲倉壺宇 中南二行甲倉壺宇 第一八面甲倉壺宇

中南三行第二丸木倉壺宇 中南三行東五倉壺宇 第北一行丸木 [

南第一土倉壺宇 南第二土倉壺宇 第二土倉壺宇

南第四板倉壺宇 南第五法板倉壺宇 中南四行第一法土倉壺宇

中南四行第六土倉壺宇 北第一板倉壺宇 北第二土倉壺宇

郡庁雑屋肆宇

庁屋壺宇 向屋壺宇 副屋壺宇 西屋壺宇

厨家

宿屋壺宇

◇『延喜式』兵部省式

佐位駅 (高山寺本『和名類聚抄』駅名) 東山道

◇『和名類聚抄』の佐位郡郷名

名橋(奈波之) 雀部(佐々伊倍) 美侶 佐井 測名(布知奈)

岸新\* 反治\* 駅家\* (\*高山寺本ナシ)

◎佐位郡司 大領檜前部君氏

◇『正倉院宝物銘文集成』

天平感宝元年(七四九)八月調庸布墨書銘

佐位郡大領檜前部君賀味麻呂

◎檜前部老刀自(ひのくまべのおいとじ)(→檜前君老刀自→佐位朝臣老刀自)

采女(うねめ)

◇後宮職員令18氏女采女条

凡諸氏、々別貢女、皆限年卅以下十三以上。雖非氏名、欲自進仕、聽。其貢采女者、  
郡少領以上姉妹及女、形容端正者、皆申中務省、奏聞。

地方豪族である郡司の長官・次官(少領以上)の姉妹・娘の美しい女性を天皇のもとに  
仕えさせる制度。

◇『続日本紀』

天平神護二年(七六六)十二月癸巳条(称徳天皇)

(称徳天皇)西大寺に幸したまふ。…外従五位下檜前部老刀自に外従五位上。

神護景雲元年(七六七)三月乙卯条(称徳天皇)

左京の人正六位上上毛野坂本公男嶋、上野国碓氷郡の人外従八位下上毛野坂本公黒益  
に姓を上毛野坂本朝臣と賜ふ。同じき国佐位郡の人外従五位上檜前君老刀自には上野  
佐位朝臣。

神護景雲二年(七六八)六月戊寅条(称徳天皇)

…掌膳上野国佐位采女外従五位下(ママ)上野佐位朝臣老刀自を並に本国の国造とす。  
宝龜二年(七七一年)正月庚申条(光仁天皇)

…外従五位上上毛野佐位朝臣老刀自、正六位下国造浄成女(因幡国高草郡采女)に並に従五位下。

孝謙・称徳天皇を支えた采女たちとその実家である東国郡司氏族

#### 4. 2 常陸国筑波郡司の壬生直氏と采女と筑波郡家

◎壬生直小家主女(みぶのあたひこやかぬしめ)と称徳天皇

◇平城宮木簡第一号「竹波命婦」

・寺請 小豆一斗 醬一十五升〔大床所〕酢 末醬等

・右四種物竹波命婦御所 三月六日

S K二一九土抗出土 二五九×(一九)×四 ○一一形式

天平宝字七・八年(七六三・七六四)孝謙太上天皇法華寺滞在期間。大膳職推定地。

◇『続日本紀』

天平宝字五年(七六一)正月戊子条(淳仁天皇)

…正七位下壬生直小家主女、…に並に外従五位下。

天平神護元年(七六五)正月己亥条(称徳天皇)

…外従五位上…壬生連小家主、…に並に従五位下。

…従五位下壬生直小家主女に勲五等。…

神護景雲元年(七六七)三月癸亥条(称徳天皇)

薬師寺に幸して、…常陸国筑波郡の人壬生連小家主に姓宿禰を賜ふ。

神護景雲二年(七六八)六月戊寅条(称徳天皇)

掌膳常陸国筑波采女従五位下勲五等壬生宿禰少家主、…を並に本国の国造とす。

宝龜七年(七七六)四月丙子条(光仁天皇)

…従五位上壬生宿禰小家主に並に正五位下。

采女として孝謙・称徳天皇の後宮の掌膳で活躍。恵美押勝の乱でも活躍。常陸国造となる。

◎筑波郡家(正倉院)＝平沢官衙遺跡(茨城県つくば市)

史跡整備で正倉院の倉庫群(校倉など)を復元

郡寺＝中台廃寺(茨城県つくば市)

仏教と筑波采女壬生直小家主女と称徳天皇…称徳天皇を支えた采女たちの実家東国郡司氏族

八幡塚古墳(平沢官衙遺跡北西)前方後円墳(長約九〇メートル)筑波国造阿閉色命墓説

後期古墳群 中台古墳群・平沢古墳群・山口古墳群

#### 5. 地方官衙遺跡の終焉

国府・郡家の地方官衙遺跡は十世紀代で機能を終える

国郡制の変質

国司から受領制(受領請負制による地方統治)へ 郡司の衰退

国庁から国司館へ

十世紀後半以降への展望 国司襲撃事件 富豪層の考古学的検討

おわりに

日本古代史の中での地方官衙遺跡の位置づけ…中央・地方の関係と中央集権性の検証

地方社会の展開に果たした地方官衙の多様な役割

郡司(・国造)は仕奉や舎人・采女を進めることなどにより、王権と直接の結びつき

在地首長制とその終焉

地方社会の古代史から古代史像のより豊かな再構成へ

参考文献

阿部義平『官衙』ニュー・サイエンス社、1989年

石母田正『日本古代国家論』第一部、岩波書店、1971年。

木下良『国府』教育社歴史新書、1988年。

佐藤信『出土史料の古代史』東京大学出版会、2002年

佐藤信『律令国家と天平文化』(日本の時代史4)吉川弘文館、2002年

佐藤信『日本の古代』放送大学教育振興会2005年

佐藤信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、2007年

佐藤信編『史跡で読む日本の歴史4 奈良の都と地方社会』吉川弘文館、2010年

奈良国立文化財研究所『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』1998年

山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年

山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店、1985年